

～健康寿命の延伸を目指して～ 「2016 生き生き健康フェスティバル」

【日時】5月28日(土)
午前10時～午後4時(午前10時開場)

【会場】登米祝祭劇場

【内容】

- 講演:午後1時30分～(70分程度)
テーマ「これからの介護と健康の秘訣」
講師 キャスター 生島 ヒロシ さん
- 展示・体験コーナー(午前10時～午後4時)
▶健康チェックコーナー(血管年齢、脳年齢、骨密度などの測定)▶がん予防コーナー▶がん患者・家族サポートコーナー▶登米市民病院コーナー▶くすりと健康コーナー▶マイナンバーカードコーナー▶健康寿命延伸コーナー▶健康ウォーキングコーナー

【問い合わせ】市民生活部健康推進課
☎0220(58)2116



生島 ヒロシ 氏
(フリーアナウンサー、ラジオパーソナリティ)
宮城県気仙沼市生まれ。カリフォルニア州立ロングビーチ校ジャーナリズム科を卒業後、1976年にTBS入社。アナウンサーとして活躍。89年に独立し、現在はラジオなどで活躍中。

**ご相談ください
認知症専門相談**

高齢者で「最近物忘れが多くなった」「元気がなくなつた」など、気になる症状がありましたらご相談ください。精神科医が相談に応じます。相談は予約制です。事前に地域包括支援センターか、ケアマネジャーにご連絡ください。

【日時】5月27日(金) 午後1時30分
【場所】市役所南方庁舎1階 階相談室
【予約・問い合わせ】各包括支援センター、各包括支援センター分室、または福祉事務所長寿介護課(介護給付係)
☎0220(58)5551
へお問い合わせください。

5月の献血日程

①7日(土)

▶イオンタウン佐沼
10:00～11:45
13:00～16:30

②29日(日)

▶イオンタウン佐沼
10:00～11:45
13:00～16:30



※日程は変更になる場合があります。最新の日程については、市ホームページをご覧ください。下記にお問い合わせください。

【問い合わせ】市民生活部健康推進課
☎0220(58)2116

登米いのち ホッとテレホン

はなそう とめ
☎0120(870)108
(登米市民専用)

登米いのちホッとテレホンは…
○24時間いつでもかけられます。
○名前を名乗る必要はありません。
○電話相談員は、2年間の研修を終了し、認定された人々です。
○固定電話のほか、携帯電話、PHSからもご利用いただけます。

こども夜間安心コール

●電話番号
#8000
(プッシュ回線の固定電話、携帯電話から)
☎022(212)9390
(プッシュ回線以外の固定電話、PHSから)
●相談時間
毎日午後7時～翌朝午前8時

休日・夜間診療案内

休日・夜間診療案内は下記の番号です(24時間対応)
☎0229(24)2267

5月のこころの相談

日	場所・受付時間・担当
2日	中田保健福祉会館 13:00～15:00 ☎0220(34)2311 医師
11日	豊里公民館/13:30～15:30 ☎0225(76)4113 カウンセラー
17日	迫保健センター 13:30～15:30 ☎0220(22)5554 医師
24日	登米総合支所/9:30～11:30 ☎0220(52)5054 臨床心理士
	米山総合支所/10:00～14:30 ☎0220(55)2112 カウンセラー
27日	東和総合支所/13:30～15:30 ☎0220(53)4113 臨床心理士

精神科医師などが相談に応じます(要予約)。不明な点は各総合支所市民課に、南方地区の皆さんは、健康推進課にお問い合わせください。

5月の休日当番医

日	休日急患当番医	歯科休日当番医
1日	市立よねやま診療所(米山町)☎0220(55)2011	まつお歯科医院(迫町)☎0220(28)2311
3日	おおともクリニック(津山町)☎0225(68)3210	浅野歯科医院(南方町)☎0220(29)6036
4日	米川診療所(東和町)☎0220(45)2301	東和歯科医院(東和町)☎0220(53)3811
5日	上杉皮膚科医院(迫町)☎0220(21)1380	かがの歯科医院(中田町)☎0220(35)2552
8日	おおたおたにクリニック(中田町)☎0220(35)1161	中江歯科クリニック(迫町)☎0220(22)7767
15日	二瓶内科胃腸科医院(迫町)☎0220(22)6508	東和歯科医院(東和町)☎0220(53)3811
22日	八嶋中央診療所(石越町)☎0228(34)2013	浅野歯科医院(南方町)☎0220(29)6036
29日	佐藤医院(南方町)☎0220(58)2058	安藤歯科医院(迫町)☎0220(22)0811

●診療時間 9:00～17:00
【休日急患当番医】
●休日・夜間診療案内 ☎0229(24)2267(24時間)
●第2次診療 登米市民病院 ☎0220(22)5511
【問い合わせ】登米市医師会 ☎0220(22)2084
※月～金曜日(休日を除く)
【歯科休日当番医】
【問い合わせ】市民生活部健康推進課 ☎0220(58)2116
※当番医は、変更する場合があります。各医療機関に確認の上、受診ください。

Information 07

ご存じですか?

市民活動総合補償制度

【市民活動総合補償制度とは】

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、市では市民活動総合補償制度を設けています。この補償制度は、自治会や市民活動団体、その他市民活動をしている人が、無報酬で行う公益的な活動中にけがをした場合や、誤って第三者を負傷させた場合などの不慮の事故を救済するためのものです。



保険料は、市が負担し保険会社と契約します。皆さんが事前に加入や登録の手続きをする必要はありません。

【補償制度対象となる主な活動】

市民活動の区分	具体例
1 社会教育活動	自治会活動(役員会・総会を含む)、清掃活動、河川・道路愛護活動、防犯・防火活動、婦人会活動、除雪ボランティアなど
2 社会福祉・社会奉仕活動	
3 青少年健全育成活動	
4 市主催事業などへの参加・手伝い	
5 地域社会活動	※対象となる活動を行うための会議や準備活動、また、活動の場所から住所地までの往復の移動中も含まれます

補償の対象とならない主な活動

宗教・政治・営利を目的とした活動、学校などの行事、銃器を使用する有害鳥獣駆除活動、趣味などを目的としたスポーツや文化活動、自動車事故など

■賠償責任補償

(第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負う場合)

区分	補償金支払限度額	免責金額
身体賠償	1人につき 6千万円 1事故につき 2億円	1事故につき1万円(事故負担額)
財物賠償	1事故につき 100万円	

※補償の対象とならない主なもの=交通事故などの車両によるもの、同居の親族に対するものなど

【事故が発生したら】

事故発生から30日以内に最寄りの総合支所市民課(市が実施した事業での事故は事業担当課)へ、事故報告書に活動の概要を把握できる資料(通知文、お知らせなど)を添えて申請してください。

■傷害補償

(活動中の事故で負傷もしくは熱中症などを発症し、通院した場合)

区分	補償金支払限度額
死亡補償	1人につき300万円
後遺障害補償	1人につき9万～300万円(後遺障害の程度による)
入院補償	1日につき3千円(180日を限度)
通院補償	1日につき2千円(90日を限度)

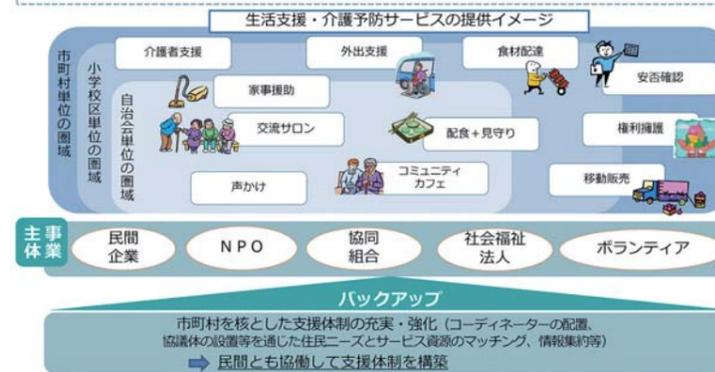
※補償の対象とならない主なもの=自覚症状がわからないむち打ち症や腰痛、脳心疾患・疾病(熱中症、日射病、細菌性食中毒を除く)など

【問い合わせ】企画部市民協働課

☎0220(22)2173 FAX0220(22)9164

多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援
・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
・「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置や協議体の設置などに対する支援



元気な高齢者は「支える側」になるなど、社会参加をして社会的役割を持つことは、高齢者自身の生きがいと介護予防にもつながります。

この事業は、登米市社会福祉協議会に委託をし、地域の関係者に協力いただきながら情報共有などをする「協議体」を設置。地域資源などの把握を通して、活動の場の発掘や不足するサービスを創出する「生活支援コーディネーター」を配置して、地域の声を反映した地域の支え合い体制づくりを進めていきます。

Information 08

登米市生活支援体制整備事業が始まります

市では、本年4月から生活支援体制整備事業を開始しています。これは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なことは何かを地域で考え、話し合い、支え合う体制づくりをしていくものです。

地域の皆さんと一緒に、多様な日常生活の支援・強化および高齢者の社会参加を一体的に推進していきます。
【問い合わせ】福祉事務所長寿介護課
☎0220(58)5551